**神奈川県林地開発許可審査基準**

**第１章　総則**

（趣旨）

第１　この基準は、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第10条の２第１項に規定する開発行為（以下「開発行為」という。）の許可について、森林法施行令（昭和26年政令第276号。以下「政令」という。）及び森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「省令」という。）並びに関係通知に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２　本基準における用語の定義は、次のとおりとする。

(1)　開発区域

開発行為をしようとする区域全体をいう。

ただし、許認可等事務の標準処理期間に関する規程（平成６年９月30日訓令第24号）の別表に掲げる開発区域の面積は、開発行為に係る森林の面積を用いるものとする。

(2)　開発行為をしようとする森林

開発区域内にある森林法第５条第２項第１号に規定する地域森林計画対象森林をいう。

(3)　開発行為に係る森林

開発行為をしようとする森林のうち、土地の形質を変更する森林をいい、一時利用する場合も含めるものとする。

(4)　残置森林

開発行為をしようとする森林から開発行為に係る森林を除いた森林をいう。

(5)　残置森林率

開発行為をしようとする森林に対する、若齢林（15年生以下の森林）を除いた残置森林の面積の割合をいう。

(6)　造成森林

開発区域内に造成した高木性樹木で構成する森林をいう。

(7)　造成緑地

開発区域内に造成した低木性樹木又は草本類で構成する緑地をいう。

(8)　森林率

開発行為をしようとする森林に対する、残置森林と開発行為に係る森林内に造成された造成森林を併せた面積の割合をいう。

(9)　森林緑地率

開発行為をしようとする森林に対する、残置森林と開発行為に係る森林内に造成された造成森林と造成緑地を併せた面積の割合をいう。

(10)　補正森林率

開発行為をしようとする森林に対する、残置森林と開発区域内に造成された造成森林を併せた面積の割合をいう。

(11)　補正森林緑地率

開発行為をしようとする森林に対する、残置森林と開発区域内に造成された造成森林と造成緑地を併せた面積の割合をいう。

（開発行為の規模）

第３　政令第２条の３に規定する行為に係る土地の面積は、開発行為に係る森林の面積とする。

**第２章　申請書類**

（林地開発許可申請書）

第４　省令第４条の申請書は、第１号様式とする。

（開発行為に関する計画書）

第５　省令第４条第２号に規定する開発行為に関する計画書は、第２号様式とし、様式中の目次欄に列記された書類及び図面の作成基準については別表１のとおりとする。

（開発行為に係る同意書）

第６　省令第４条第３号に規定する同意を得ていることを証する書類は、申請様式13のとおりとする。

（他法令等の許認可手続き状況）

第７　省令第４条第５号に規定する他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合の、当該処分に係る申請状況を記載した書類は、申請様式14のとおりとする。

なお、神奈川県土地利用調整条例（平成８年３月29日公布、神奈川県条例第10号）第３条第１項の協議は同条第３項の規定に基づき、原則として林地開発許可申請に先立ち行うこと。

（開発行為を行うために必要な資力及び信用を証する書類）

第８　省令第４条第６号に規定する開発行為を行うために必要な資力及び信用を証する書類は、申請様式11、申請様式12とする。

**第３章　許可基準**

（手続き上の要件）

第９　省令第４条に基づく申請書及び添付書類の内容の要件は次のとおりとする。

(1) 開発行為に関する計画の内容が具体的であり、許可を受けた後遅滞なく申請に係る開発行為を行うこと。

(2) 開発行為をしようとする森林につき開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を申請者が得ていること。

(3) 開発行為又は開発行為に係る事業の実施について他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分がなされているかの確認又は当該申請に係る申請の状況の確認ができること。また、環境影響評価法（平成９年法律第81号）又は地方公共団体の条例等に基づく環境影響評価手続の対象となる場合には、その手続の状況の確認もできること。

(4)　申請者に開発行為を行うために必要な信用及び資力があること。

（災害の防止）

第10　法第10条の２第２項第１号に該当しないと認められる基準は次のとおりとする。

(1) 開発行為が原則として現地形にそって行われること、及び、開発行為による土砂の移動　量が必要最小限度であること。

なお、大規模な切土又は盛土を行う場合には、融雪、豪雨等により災害が生ずるおそれのないように工事時期、工法等について適切に配慮されていること。

(2) 切土は、原則として階段状に行うほか、次によるものであること。

ア　のり面の勾配は、地質、土質、切土高、気象及び近傍にある既往ののり面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。

イ　土砂の切土高が10メ－トルを超える場合には、現地の状況に応じて、原則として高さ５メートルないし10メ－トル毎に小段が設置されるほか、必要に応じて排水施設が設置される等崩壊防止の措置が講ぜられていること。

ウ　切土を行った後の地盤にすべりやすい土質の層がある場合には、その地盤にすべりが生じないように杭打ちその他の措置が講ぜられていること。

エ　採石法（昭和25年12月20日法律第291号）及び砂利採取法（昭和43年５月30日法律第74号）の許認可に係る開発行為については、当該法の審査基準によるものであること。

(3) 盛土は、必要に応じて水平層にして順次盛り上げ、十分締め固めを行うほか、次によるものであること。

ア　のり面の勾配は、盛土材料、盛土高、地形、気象及び近傍にある既往ののり面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。盛土高がおおむね1.5メ－トルを超える場合には、勾配が35度以下であること。

イ　一層の仕上がり厚は、30センチメートル以下とし、その層ごとに締め固めが行われるとともに、必要に応じて雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。

ウ　盛土高が５メ－トルを超える場合には、原則として５メ－トル毎に小段が設置されるほか、必要に応じて排水施設が設置される等崩壊防止の措置が講ぜられていること。

エ　盛土がすべり、ゆるみ、沈下し、又は崩壊するおそれがある場合には、盛土を行う前の地盤の段切り、地盤の土の入替え、埋設工の施行及び排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。

オ　神奈川県土砂の適正処理に関する条例（平成11年３月16日神奈川県条例第３号）の適用を受ける開発行為は同条例の審査基準を満たすものであること。

(4) 開発区域内で発生した土砂を現場内処理せずに域外搬出する場合は、次によるものであること。

ア　土砂の域外搬出処分は、土砂の流出防止措置を講じて行われるものであること。この場合の処分場の位置は、急傾斜地、湧水の生じている箇所等を避け、人家又は公共施設との位置関係を考慮の上選定されているものであること。

イ　のり面の勾配の設定、小段の設置及び排水施設の設置等は、盛土に準じて行われ土砂の流出のおそれがないものであること。

ウ　域外搬出場所が神奈川県内である場合で、神奈川県土砂の適正処理に関する条例の適用を受ける処分場は、同条例の許可を受けたものであること。

(5) 切土又は盛土を行った後ののり面で、次のア、イに該当するときは、擁壁の設置その他のり面崩壊防止施設が適切に講じられること。ただし、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果、のり面の安定を保つために擁壁等の設置が必要でないと認められる場合は、この限りではない。

ア　人家、学校及び道路等に近接し、かつ、次の(ｱ)又は(ｲ)に該当する場合。

(ｱ) 切土により生ずるのり面の勾配が30度より急で、かつ、高さが２メ－トルを超える場合。ただし、硬岩盤である場合又は次のａ若しくはｂのいずれかに該当する場合はこの限りではない。

ａ　土質が表１の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じたのり面の勾配が同表中欄の角度以下のもの。

ｂ　土質が表１の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じたのり面の勾配が同表中欄の角度を超え、同表右欄の角度以下のもので、その高さが５メ－トル以下のもの。この場合において、ａに該当するのり面の部分により上下に分離されたのり面があるときは、ａに該当するのり面の部分は存在せず、その上下ののり面は連続しているものとみなす。

　　　表１

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 土質 | 擁壁等を要しない勾配の上限 | 擁壁等を要する勾配の上限 |
| 軟岩（風化の著しいものを除く） | 60度 | 80度 |
| 風化の著しい岩 | 40度 | 50度 |
| 砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、その他これに類するもの | 35度 | 45度 |

(ｲ)盛土により生ずるのり面の勾配が30度より急で、かつ、高さが１メ－トルを超える場合。

イ　切土又は盛土を行った後ののり面の勾配が(2)及び(3)によることが困難であるか若しくは適当でない場合。

(6) 擁壁の構造は、次によるものであること。

ア　土圧、水圧及び自重 (以下「土圧等」という。) によって擁壁が破壊されないこと。

イ　土圧等によって擁壁が転倒しないこと。この場合において、安全率は1.5以上であること。

ウ　土圧等によって擁壁が滑動しないこと。この場合において、安全率は1.5以上であること。

エ　地耐力が十分にあり擁壁が沈下しないこと。

オ　擁壁には、その裏面の排水を良くするため、適性な水抜穴が設けられていること。

(7) 切土又は盛土を行った後ののり面が雨水、渓流等により侵食されるおそれがある場合には、次によりのり面保護の措置が講ぜられること。

ア　植生による保護（実播工、伏工、筋工、植栽工等）を原則とし、植生による保護が適さない場合又は植生による保護だけではのり面の侵食を防止できない場合には人工材料による適切な保護（吹付工、張工、法枠工、柵工、網工等）が行われるものであること。工種は、土質、気象条件等を考慮して決定され、適期に施行されるものであること。

イ　表面水、湧水、渓流等によりのり面が侵食され、又は崩壊するおそれがある場合には、排水施設又は擁壁の設置等の措置が講ぜられるものであること。この場合における擁壁の構造は、(6)によるものであること。

(8) 開発区域において、相当量の土石が崩壊又は流出し下流地域に災害が発生するおそれがある場合には、次により開発行為に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤等の設置、森林の残置等の措置が適切に講ぜられること。

ア　えん堤等の容量は、次の(ｱ)及び(ｲ)により算定された開発区域からの流出土砂量を貯砂しうるものであること。

(ｱ) 開発行為の施行期間中における開発区域１ヘクタ－ル当たり１年間の流出土砂量は、特に目立った表面侵食のおそれが見られない場合では200立方メートル、脆弱な土壌で全面的に侵食のおそれが高い場合では600立方メートル、それ以外の場合では400立方メートルを標準とし、地形、地質、気象等を考慮の上適切に定められたものであること。

(ｲ) 開発行為の終了後において、地形、地被状態等からみて、地表が安定するまでの期間に相当量の土砂の流出が想定される場合には、別途積算するものであること。

イ　えん堤等の設置箇所は、極力土砂の流出地点に近接した位置であること。

ウ　えん堤等の構造は、「治山技術基準」（昭和46年３月27日付け46林野治第648号林野庁官通達）によるものであること。なお、次の場合においては、地震時の荷重等についても検討するものとする。

(ｱ) 堤高が15ｍ以上のコンクリートダムの場合

(ｲ) コンクリート以外のダムで、地震荷重等が作用した際に不安定になる場合

エ　災害が発生するおそれがある区域は表２に掲げる区域を含む土地の範囲とし、災害の特性を踏まえ、以下に掲げる(ｱ)から(ｲ) に基づき、現地の荒廃状況に応じて、想定される災害、想定被災区域及び保全対象を整理すること。なお、表２に掲げる区域以外であっても、同様のおそれがある区域については同様の整理を行うこと。

(ｱ) 山腹崩壊や急傾斜地の崩壊、地すべりの災害については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止法対策の推進に関する法律（以下、土砂災害防止法とする。）の土砂災害警戒区域の考え方を基本とすること。

(ｲ) 土石流災害については、土石流の発生の危険性が認められる渓流を含む流域全体について被災の可能性を検討すること。ただし、土石流が発生した場合において、地形の状況により明らかに土石流が到達しないと認められる土地の区域を除く。

表2

|  |  |
| --- | --- |
| 区域の名称 | 区域の名称 根拠とする法令等 |
| 砂防指定地 | 砂防法 |
| 急傾斜地崩壊危険区域 | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 |
| 地すべり防止区域 | 地すべり等防止法 |
| 土砂災害警戒区域 | 土砂災害防止法 |
| 災害危険区域 | 建築基準法 |
| 山腹崩壊危険地区 | 山地災害危険地区調査要領 |
| 地すべり危険地区 |
| 崩壊土砂流出危険地区 |

オ　上記の検討結果を整理し、必要な措置の内容について別表１の計画書に必要な事項を記載すること。

(9) 雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、10年確率で想定される雨量強度に対し、十分な能力及び構造を有する排水施設が設けられること。ただし、人家等の人命に関わる保全対象が事業区域に隣接している場合など排水施設の周囲にいっ水した際に保全対象に大きな被害を及ぼすことが見込まれる場合については、20 年確率で想定される雨量強度を用いるほか、水防法（昭和24 年法律第193 号）第15 条第１項第４号のロ又は土砂災害防止法第８条第１項第４号でいう要配慮者利用施設等の災害発生時の避難に特別の配慮が必要となるような重要な保全対象がある場合は、30 年確率で想定される雨量強度を用いること。

ア　排水施設の構造等は、次によるものであること。

(ｱ) 排水施設は、立地条件等を勘案して、その目的及び必要性に応じた堅固で耐久力を有する構造であり、漏水が最小限度となるよう措置されていること。

(ｲ) 排水施設のうち暗渠である構造の部分には、維持管理上必要なます又はマンホ－ルの設置等の措置が講ぜられていること。

(ｳ) 放流によって地盤が洗掘されるおそれがある場合には、水叩きの措置その他の措置が適切に講ぜられていること。

(ｴ) 排水施設は、排水量が少なく土砂の流出又は崩壊を発生させるおそれがない場合を除き、排水を河川等又は他の排水施設等まで導くように計画されていること。
　なお、河川等又は他の排水施設等に排水を導く場合には、施設の接続、流量の変化について当該河川等又は他の排水施設等の管理者の同意を得ているものであること。

イ　排水施設の断面は、次によるものであること。

(ｱ) 排水施設の断面は、計画流量の排水が可能になるように余裕をみて定められていること。

(ｲ) 排水施設の計画に用いる雨水流出量は、原則としてラショナル式により算出されていること。

　　　　　　　　　（ラショナル式）

Ｑ：雨水流出量(ｍ３/sec)

ｆ：流出係数　　　　　　　　　　　（別表２　表１参照）

ｒ：設計雨量強度(mm/hour)　（別表２　表２、表３参照）

Ａ：集水区域面積(ha)

(ｳ) 排水施設の計画に用いる流速は、原則としてマニング式により算出すること。

　　　　　（マニング式）

　　　　　　Ｖ：流　速　（ｍ／ｓｅｃ）、Ｒ：径　深　（　　）、Ｉ：水面勾配、Ｆ：流水断面積　（㎡）

　　　　　　Ｐ：潤辺長　（ｍ）、ｎ：粗度係数　（別表２　表７参照）

(ｴ) 雨水のほか土砂等の流入が見込まれる場合又は排水施設の設置箇所からみて、いっ水による影響の大きい場合にあっては、排水施設の断面は、必要に応じて(ｱ)に定めるものより一定程度大きく定められていること。

(ｵ) ラショナル式及びマニング式の適用に当たっては、別表２によるものであること。

(ｶ) 洪水調節池の下流に位置する排水施設については、洪水調節池からの許容放流量を勘案して、安全に流下させることができる断面とすること。

(10) 飛砂、落石等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣又は落石防止柵の設置その他の措置が適切に講ぜられること。

(11) 開発行為の施行に当たって災害の防止のため必要な仮設の防災施設については、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期を明らかにすること。また、仮設の防災施設の設計は本設のものに準じて行うこと。

(12) 開発行為の完了後においても整備した排水施設や洪水調整池等が十分に機能を発揮できるよう土砂の撤去や豪雨時の巡視等の完了後の維持管理方法について明らかにすること。

(13) 太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為については、(1)から(10)までによるほか、次のとおりとする。

ア　太陽光発電施設を自然斜面に設置する区域の平均傾斜度が30度以上である場合には、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、可能な限り森林土壌を残した上で、擁壁又は排水施設等の防災施設を確実に設置すること。ただし、太陽光発電施設を設置する自然斜面の森林土壌に、崩壊の危険性の高い不安定な層がある場合は、その層を排除した上で、擁壁又は排水施設等の防災施設を確実に設置すること。

イ　自然斜面の平均傾斜度が30度未満である場合でも、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、必要に応じて、排水施設等の適切な防災施設を設置すること。

ウ　太陽光パネルの表面が平滑で一定の斜度があり、雨水が集まりやすいなどの太陽光発電施設の特性を踏まえ、太陽光パネルから直接地表に落下する雨水等の影響を考慮する必要があることから、雨水等の排水施設の断面及び構造等については、以下のとおりとする。

(ｱ) 地表が太陽光パネル等の不浸透性の材料で覆われる箇所については、別表２によらず、排水施設の計画に用いる雨水流出量の算出に用いる流出係数を1.0とすること。なお、架台の設置などにより太陽光パネル下の地表において雨水の浸透が見込まれる場合には、上記によらず、表３によることとして差し支えない。なお、表３における浸透能の区分は、山岳地は浸透能小、丘陵地は浸透能中、平地は浸透能大を標準とし、地形、地質、土壌等の条件を考慮のうえ適切に流出係数を定めるものとする。

表３

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 地表状態＼区分 | 浸透能小 | 浸透能中 | 浸透能大 |
| 太陽光パネル等 | 1.0 | 0.9～1.0 | 0.9 |

(ｲ) 排水施設の構造等については、表面流を安全に下流へ流下させるための排水施設の設置等の対策が適切に講ぜられていること。また、表面侵食に対しては、地表を流下する表面流を分散させるために必要な柵工、筋工等の措置が適切に講ぜられていること及び地表を保護するために必要な伏工等による植生の導入や物理的な被覆の措置が適切に講ぜられていること。

（水害の防止）

第11　法第10条の２第２項第１号の２に該当しないと認められる基準は次のとおりとする。

(1) 開発行為をしようとする森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において、30年確率で想定される雨量強度に対し、当該開発行為をする森林の下流の流下能力を超える水量が排水されることにより災害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池等の設置その他の措置が適切に講ぜられること。

また、洪水調整容量は、下流における流下能力を考慮の上、30年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであること。

ア　洪水調節容量の算定は次のとおりとする。

洪水調節池容量の算定は30年確率降雨強度曲線を用いて求める次式のＶの値を最大とするような容量をもって、その必要調節容量とする。



　Ｖ：必要調節容量（ｍ３）

　ｆ：開発後の流出係数

　Ａ：流域面積（ｈａ）

　ｒｃ：調節池下流の流下能力の値に対応する降雨強度（mm／hour）

　ｒｉ：30年確率降雨強度曲線上の任意の継続時間に対応する

　　　　降雨強度（mm／hour）

　ｔｉ：任意の継続時間（sec ）

イ　余水吐の能力は、コンクリ－トダムにあっては100年確率で想定される雨量強度におけるピ－ク流量の1.2倍以上、フイルダムにあってはコンクリ－トダムの1.2倍以上のものであること。

ウ　洪水調節の方式は、原則として自然放流方式であること。

エ　開発行為の施行期間中における洪水調節池の堆砂量を見込む場合にあっては、開発行為に係る土地の区域１ヘクタール当たり１年間に、特に目立った表面侵食のおそれが見られない場合では200立方メートル、脆弱な土壌で全面的に侵食のおそれが高い場合では600立方メートル、それ以外の場合では400立方メートルを標準とし、流域の地形、地質、土地利用の状況、気象等に応じて必要な堆砂量とすること。

オ　開発行為の施行に当たって水害の防止のため必要な仮設の防災施設については、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期を明らかにすること。また、仮設の防災施設の設計は本設のものに準じて行うこと。

カ　開発行為の完了後においても整備した洪水調整池等が十分に機能を発揮できるよう土砂の撤去や豪雨時の巡視等の完了後の維持管理方法について明らかにすること。

（水の確保）

第12　法第10条の２第２項第２号に該当しないと認められる基準は次のとおりとする。

(1) 他に適地がない等によりやむをえず飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林を開発行為の対象とする場合で、周辺における水利用の実態等からみて必要な水量を確保するため必要があるときには、取水する水源に係る河川管理者等の同意を得て、貯水池又は導水路を設置する等水源地域における水利用に支障を及ぼすおそれのないものであること。

(2) 周辺における水利用の実態等からみて土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合には、沈砂池の設置、森林の残置その他の措置が適切に講ぜられること。

（環境の保全）

第13　法第10条の２第２項第３号に該当しないと認められる基準は次のとおりとする。

(1) 開発行為の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ、森林の配置については残置森林によることを原則とし、残置し又は造成する森林又は緑地の面積の事業区域内の森林面積に対する割合は、表４に掲げた基準に基づき森林又は緑地が残置若しくは造成されるものであること。

造成森林については、必要に応じ植物の育成に適するよう表土の復元、客土等の措置を講じ、森林機能が早期に回復、発揮されるよう、地域の自然的条件に適する、原則として高木性の樹木を植栽する。
　森林を一時的に森林以外の土地利用に改変した場合の造成森林は、原則として高木性の樹木の苗木を早期森林復元するよう、別表３「林地開発行為に係る森林造成指針」を参考として均等に植栽する。
　森林を森林以外の土地利用に改変する場合で、修景上必要な箇所においては、原則として樹高１メートル以上の高木性樹木を、表５を標準として均等に分布するよう植栽する。なお、修景効果を併せ期待する造成森林にあっては、できるだけ大きな樹木を植栽するよう努めるものとする。

表４

１　森林を森林以外の土地利用に改変する場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 開発行為の目的 | 事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合 | 森　　林　　の　　配　　置　　等 |
| 別荘地の造成 | 　残置森林率はおおむね60パーセント以上とする。 | １　原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。２　１区画の面積はおおむね1,000平方メートル以上とし、建物敷等の面積はそのおおむね30パーセント以下とする。 |
| スキー場の造成 | 　残置森林率はおおむね60パーセント以上とする。 | １　原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。２　滑走コースの幅はおおむね50メートル以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合はその間の中央部に幅はおおむね100メートル以上の残置森林を配置する。３　滑走コースの上、下部に設けるゲレンデ等は１箇所当たりおおむね５ヘクタール以下とする。また、ゲレンデ等と駐車場との間には幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 |
| ゴルフ場の造成 | 森林率はおおむね50パーセント以上（残置森林率はおおむね40パーセント以上）とする。 | １　原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林は原則としておおむね20メートル以上）を配置する。２　ホール間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林はおおむね20メートル以上）を配置する。 |
| 宿泊施設、レジャー施設の設置 | 森林率はおおむね50パーセント以上（残置森林率はおおむね40パーセント以上）とする。 | １　原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。２　建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね40パーセント以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。３　レジャー施設の開発行為に係る１箇所当りの面積はおおむね５ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 |
| 工場、事業場の設置 | 森林率はおおむね25パーセント以上とする。 | １　事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。２　開発行為に係る１箇所当りの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 |
| 太陽光発電施設の設置 | 森林率はおおむね25パーセント以上（残置森林率はおおむね15パーセント以上）とする。 | １　事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。２　開発行為に係る１箇所当りの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 住宅団地の造成 | 森林緑地率はおおむね20パーセント以上とする。 | １　事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。２　開発行為に係る１箇所当りの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅30メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。 |
| 道路の新設若しくは改築、畑地の造成 |  | その土地利用の実態からみて森林を残置し又は造成することが困難又は不適当であるときは、森林の残置又は造成が行われないこととして差し支えない。 |

２　森林を一時的に森林以外の土地利用に改変する場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 開発行為の目的 | 事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合 | 森　　林　　の　　配　　置　　等 |
| 土石等の採掘 | 一時利用時森林率はおおむね25パーセント以上とする。完了時森林緑地率はおおむね100パーセントとする。 | １　事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。２　採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。 |
| 建設発生土処分場の造成、産業廃棄物処分場の造成 | 一時利用時森林率はおおむね25パーセント以上とする。完了時森林緑地率はおおむね100パーセントとする。 | １　事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。２　利用後の跡地は植栽することとするが、法面等で植栽することが出来ない場合には緑化する。 |

上表における開発行為の目的等の適用については、次のとおりとする。

(ｱ) １事業区域内に異なる開発行為の目的に区分される複数の施設が設置される場合には、それぞれの施設ごとに区域区分を行い、それぞれの開発行為の目的別の基準を適用するものとする。

(ｲ) 別荘地とは、保養等非日常的な用途に供する家屋等を集団的に設置しようとする土地を指すものとする。

(ｳ) 「ゲレンデ等」とは、滑走コースの上、下部のスキーヤーの滞留場所であり、リフト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域をいう。

(ｴ) ゴルフ場とは、地方税法等によるゴルフ場の定義以外の施設であっても、利用形態等が通常のゴルフ場と認められる場合は、これに含め取扱うものとする。

(ｵ) 宿泊施設とは、ホテル、旅館、民宿、ペンション、保養所等専ら宿泊の用に供する施設及びその付帯施設を指すものとする。なお、リゾートマンション、コンドミニアム等所有者等が複数となる建築物等もこれに含め取扱うものとする。

また、企業等の福利厚生施設については、その施設の用途に係る開発行為の目的の基準を適用するものとする。

(ｶ) レジャー施設とは、総合運動公園、公園墓地、遊園地、動・植物園、サファリパーク、レジャーランド等の体験娯楽施設その他の観光,保養等の用に供する施設を指すものとする。

(ｷ) 工場、事業場とは、製造、加工処理、流通等産業活動に係る施設を指すものとする。

(ｸ) 工場、事業場の設置及び住宅団地の造成に係る「１箇所当たりの面積」とは、当該施設又はその集団を設置するための開発行為に係る土地の区域面積を指すものとする。

(ｹ) 学校教育施設、病院等は「工場・事業場」の基準を適用するものとする。

(ｺ) ゴルフ練習場はゴルフ場と一体のものを除き「宿泊施設・レジャー施設」の基準をそれぞれ適用するものとする。

(ｻ) 墓地の造成（公園墓地は除く）及びグラウンドの造成（総合運動公園を除く）については、「工場、事業場の設置」を適用する。

(ｼ) レジャー施設及び工場・事業場の設置については、１箇所当たりの面積がそれぞれおおむね５ヘクタール以下、おおむね20ヘクタール以下とされているが、施設の性格上施設の機能を確保することが著しく困難と認められる場合には、その必要の限度においてそれぞれ５ヘクタール、20ヘクタールを超えて設置することもやむを得ないものとする。

表５

|  |  |
| --- | --- |
| 樹高 | 植栽本数（１ヘクタール当たり） |
| １メートル | 2,000本 |
| ２メートル | 1,500本 |
| ３メートル | 1,000本 |

(2) 騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等からの周辺の植生の保全等の必要がある場合には、開発行為をしようとする森林の区域内の適切な箇所に必要な森林の残置又は必要に応じた造成が行われること。

(3) 景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないように適切な配慮がなされており、特に市街地、主要道路等からの景観を維持する必要がある場合には、開発行為により生ずるのり面を極力縮小するとともに、可能な限りのり面の緑化を図り、又開発行為により設置される施設の周辺に森林を残置し、若しくは造成する等の適切な措置が講ぜられること。

(4) 残置森林、造成森林及び造成緑地について、適切に保続培養をはかること。

（その他）

第14　開発行為の計画において配慮を要する事項は次のとおりとする。

(1) 開発行為に係る土地の面積が、当該開発行為の目的実現のため必要最小限度の面積であること。

(2) 開発行為の計画が大規模であり長期にわたるものの一部についての許可の申請である場合には、全体計画との関連が明らかであること。

(3) 開発行為により森林を他の土地利用に一時的に供する場合には、利用後における原状回復等の事後措置が適切に行われること。

(4) 開発行為が周辺の地域の森林施業に著しい支障を及ぼすおそれがないように、適切な配慮がなされていること。

(5) 開発行為に係る事業の目的に即して土地利用が行われることによって、周辺の地域における住民の生活及び産業活動に相当の悪影響を及ぼすことのないように、適切な配慮がなされていること。

**第４章　開発許可の条件**

（開発許可の条件）

第15　法第10条の２第４項に基づき附する条件（以下「許可条件」という。）は、次のとおりとするほか、知事が必要に応じて附するものとする。

(1) 以下の条件に従って開発行為を行わない場合には、この許可を取り消すことがあります。

(2) 開発行為は、申請書及び添付図書の内容に従って行ってください。

(3) 開発行為の施行中に災害等が発生することのないように行ってください。
また、災害が発生するおそれがある場合には、許可条件の変更及び追加等をすることがあります。

(4) 開発行為に着手し、又は完了したときは、遅滞なく知事に届け出てください。また、県の職員が施行結果に関する確認を行う場合には、これを拒否しないでください。

(5) 当該開発行為の工事期間中、工事場所の見やすい位置に林地開発行為許可標を掲示してください。

(6) 毎年９月末日及び３月末日現在の当該開発行為の施行状況について、各翌月の10日までに施行状況報告書を知事に提出してください。

(7) 県の職員が開発行為の施行状況に関する調査を行う場合には、これを拒否しないでください。

(8) 開発行為の施行中に災害が発生した場合には、直ちに適切な措置を講ずるとともに、遅滞なく知事に届け出るほか、知事の指示に従ってください。

また、発生した災害により周辺に被害を及ぼした場合及び及ぼすおそれがある場合には、直ちに警察、消防、関係市町村等の関係機関に通報してください。

(9) 開発行為の目的、開発区域内用地利用計画又は防災施設等の内容を変更しようとするときは、あらかじめ知事に開発行為の変更許可申請を行ってください。

(10) 開発行為の内容のうち(9)に掲げる内容の変更を除く軽微な変更をするときは、あらかじめ知事に林地開発行為の変更を届け出てください。

(11) この許可を受けた者の住所又は氏名に異動が生じたときは、知事に届け出てください。

(12) 開発許可に基づく地位を承継するときは、承継することを証する書類を添付してあらかじめ知事に届け出てください。

(13) 開発行為を休止しようとするときは、あらかじめ知事に届け出るほか、知事の指示に従い防災措置を講じてください。

(14) 開発行為を休止した後再開しようとするときは、あらかじめ知事に届け出てください。

(15) 開発行為に係る土地の森林面積が森林法施行令第２条の３に規定する規模以下で開発行為を廃止しようとするときは、あらかじめ知事に届け出るほか、知事の指示に従い防災措置を講じてください。

(16) えん堤、洪水調節池又は沈砂池等の防災施設の設置を先行することとし、主要な防災施設の設置が完了したときは、遅滞なく知事に届け出てください。また、県職員が施行の確認を行うまでの間は他の開発行為を施行しないでください。

(17) 配置計画の関係上、防災施設の一部を開発目的に係る工作物等と並行して施工する場合であっても、周辺地域の安全性が確保できるよう本設のものと同程度の機能をもつ仮設の防災施設を適切な箇所に設置するなど、施行地全体の安全性を担保してください。

(18) 排水施設、洪水調節池又は沈砂池等の機能維持のため、開発行為の施行中に当該施設に堆積した土砂の撤去等の適切な維持管理を行ってください。

(19) 開発行為の状況に応じ、施行中埋設する工作物について設置が完了した場合は、視認できる期間中に寸法が確認できるよう、カラー写真を撮影して保管してください。また、県の職員が施行に関する確認を行う場合には、これを拒否しないでください。

(20) 信用及び資力があることを明らかにする書類について、融資決定が開発行為の許可後となる場合は、着手前に融資証明書を提出してください。

(21) 防災施設を講ずるために必要な能力があることを証する書類について、申請時において、施行者が確定しない場合は、着手前までに当該書類を提出して県の職員の確認を受けてください。

**第５章　許可後の諸手続**

（林地開発行為の着手）

第16　許可条件(4)に掲げる開発行為に着手したときの届出は、第３号様式のとおりとする。

（林地開発行為許可標）

第17　許可条件(5)に掲げる標識は、第４号様式のとおりとする。

（林地開発行為の施行状況報告）

第18　許可条件(6)に掲げる報告書は、第５号様式のとおりとし、開発行為の施行状況を明示した図面、工事工程書及び施行状況写真を添付するものとする。

（林地開発行為施行中の災害）

第19　許可条件(8)に掲げる林地開発行為施行中に災害が発生したときの届出は、第６号様式のとおりとする。

２　前項の届出内容について、知事が必要と認めたときは、防災措置等に関する林地開発行為災害復旧計画書（第７号様式）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

３　開発行為者は、前項の災害発生に係る防災措置等が完了したときは、遅滞なく災害復旧工事完了届（第８号様式）を知事に提出し、その確認を受けなければならない。

（林地開発行為の変更許可申請）

第20　許可条件(9)に掲げる開発行為の変更許可申請書は、第９号様式のとおりとし、変更に係る書類を添付して、あらかじめ、知事に提出しなければならない。

（林地開発行為の変更届）

第21　許可条件(10)に掲げる開発行為の軽微な内容変更の届出は、第10号様式のとおりとする。

（林地開発行為者の住所及び氏名の異動）

第22　許可条件(11)に掲げる許可を受けた者の住所又は氏名に異動があったときの届出は、第11号様式のとおりとする。

（林地開発行為の地位承継）

第23　許可条件(12)に掲げる開発許可に基づく地位を承継するときの届出は、第12号様式のとおりとし、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 当該開発行為を行う権原を譲渡により承継することが明らかとなる書類。

(2) 承継を受けようとする者が法人である場合には当該法人の登記簿の謄本、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類。

(3) 承継を受けようとする者の当該開発行為を遂行する能力に関する書類。

(4) その他知事が必要と認め指示する書類。

（林地開発行為の休止）

第24　許可条件(13)に掲げる開発行為を休止しようとするときの届出は、第13号様式のとおりとし、次に掲げる書類を添付し、知事の確認を受けなければならない。

(1) 当該開発行為に係る防災措置等の施行状況を明示した図面及び施行状況写真。

(2) その他知事が必要と認め指示する書類。

（林地開発行為の再開）

第25　許可条件(14)に掲げる開発行為を休止した後開発行為を再開しようとするときの届出は、第14号様式のとおりとし、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 再開後の事業計画書、工事工程表及び保全状況写真。

(2) その他知事が必要と認め指示する書類。

（林地開発行為の廃止）

第26　許可条件(15)に掲げる開発行為を廃止しようとするときの届出は、第15号様式のとおりとし、次に掲げる書類を添付し、知事の確認を受けなければならない。

(1) 当該開発行為に係る森林機能の回復及び防災措置等の施行状況を明示した図面及び施行状況写真。

(2) その他知事が必要と認め指示する書類。

（防災施設の設置）

第27　許可条件（16）に掲げる主要な防災施設の設置が完了したときの届出は第16号様式のとおりとし、知事の確認を受けなければならない。

（埋設する工作物の設置）

第28　埋設する工作物の設置が完了したときは、許可条件（19）に掲げる寸法が確認できるカラー写真を撮影して保管すること。また、撮影した写真は、県の職員の求めに応じて提示すること。

（林地開発行為の完了）

第29　許可条件(4)に掲げる開発行為が完了したときの届出は、第17号様式のとおりとし、知事の確認を受けなければならない。

附則

1. この基準は、平成12年10月１日から適用する。
2. 神奈川県林地開発許可実施要領（平成10年４月１日施行）は廃止する。
3. 林地開発許可申請書及び添付書類作成基準（平成４年４月１日施行）は廃止する。

附則

この基準は、平成17年４月１日から施行する。

附則

この基準は、平成25年４月１日から施行する。

附則

この基準は、令和元年７月１日から施行する。

附則

この基準は、令和２年４月27日から施行する。

附則

この基準は、令和３年４月１日から施行する。

附則

この基準は、令和５年４月10日から施行する。



































































別表２ 排水施設の計算に用いる諸数値

　　

区分の適用にあたっては、現地の地表状態によるものとするが、山岳地は浸透能小、丘陵地は浸透能中、平坦地は浸透能大として取り扱っても差し支えない。

表 ３ 確率雨量強度基準表

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 低部 | 　　　 確年率 | １０年 | ２０年11.12199750t.＋ |  ３０年 | １００年 |
|  | 　　降雨強度式　　　　　　ｉ＝ |  |  |  |  |
|  | ｍｉｎ |  ｍｍ／ｈｒ | ｍｍ／ｈｒ |  ｍｍ／ｈｒ |  ｍｍ／ｈｒ |
|  | 10 | 116.1 | 131.5 | 141.6 | 169.0 |
|  | 20 | 92.8 | 107.0 | 116.5 | 142.7 |
|  | 30 | 79.3 | 91.9 | 100.7 | 124.0 |
|  | 40 | 70.1 | 81.4 | 89.5 | 111.7 |
|  | 50 | 63.2 | 73.5 | 81.0 | 101.5 |
|  | 60 | 57.9 | 67.3 | 74.2 | 93.2 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 中部 | 　　　 確年率 | １０年 | ２０年11.12529750t.＋ | ３０年 |  １００年 |
|  | 　降雨強度式ｉ＝ |  |  |  |  |
|  | ｍｉｎ |  ｍｍ／ｈｒ | ｍｍ／ｈｒ |  ｍｍ／ｈｒ |  ｍｍ／ｈｒ |
|  | 10 | 134.0 | 151.2 | 162.8 | 194.4 |
|  | 20 | 106.7 | 123.0 | 134.0 | 164.1 |
|  | 30 | 91.2 | 105.7 | 115.8 | 143.6 |
|  | 40 | 80.6 | 93.7 | 102.9 | 128.5 |
|  | 50 | 72.7 | 84.6 | 93.2 | 116.7 |
|  | 60 | 66.6 | 77.4 | 85.3 | 107.2 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 高部 | 　　　 確年率 | １０年 | ２０年 | ３０年 |  １００年 |
|  | 　　降雨強度式　　　　　　ｉ＝ |  | 11.12782750t.＋ |  |  |
|  | ｍｉｎ |  ｍｍ／ｈｒ | ｍｍ／ｈｒ |  ｍｍ／ｈｒ |  ｍｍ／ｈｒ |
|  | 10 | 146.9 | 166.4 | 179.1 | 213.8 |
|  | 20 | 117.4 | 135.3 | 147.4 | 180.5 |
|  | 30 | 100.3 | 116.3 | 127.4 | 158.0 |
|  | 40 | 88.7 | 103.0 | 113.2 | 141.3 |
|  | 50 | 79.9 | 93.0 | 102.5 | 128.4 |
|  | 60 | 73.2 | 85.2 | 93.9 | 117.9 |

（注）

１　本表の低部の確率雨量は、確率日雨量等分布線350㎜以下の地域、中部は350㎜～450㎜、高部は450㎜以上の地域に適用する。

２　本表の雨量強度式は横浜地方気象台（低部地域）の記録に基づき作成したものであり、中部については低部の確率雨量の115％、高部については低部の確率雨量の126.5％とした。

３　本表の時間は降雨継続時間（ｔ）であるが、洪水量計算にラショナル式を使用する場合の設計雨量強度は、流達時間を算出し、その時間内の平均雨量強度とするが、その平均雨量強度の単位時間は本表の降雨継続時間として取り扱う。

４　確率雨量強度の地域については、２つの以上の地域にまたがる場合は、確率日雨量の高い地域を採用するものとする。



表４　マニング公式の粗度係数（ ｎ）標準値



 



